

愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について

このことについて、愛知県立学校教職員の評価に関する規則を一部改正したいので、別紙案を添えて請議します。

令和4年2月4日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、愛知県立学校教職員の評価に関する規則について、副校長、教頭、部主事の二次評価者に「教育長」を加える必要があるからである。

## 愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正の概要

県立学校の副校長、教頭、部主事の人事評価における二次評価者を教育長とする。

### 2 改正の理由

愛知県立学校副校長、教頭、部主事の人事評価による給与反映を実施するにあたり、二次評価者を定める必要があるため。

### 3 改正の内容

第4条の表中の「副校長、教頭、部主事」の「二次評価者」の欄に「教育長」を加える。

### 4 施行期日

令和4年4月1日

愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

愛知県立学校教職員の評価に関する規則（平成二十四年愛知県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

校長	
----	--

を

校長	教育長
----	-----

に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(評価者)

第四条 評価を行う者（以下「評価者」という。）は、次のとおりとする。

被評価者	校長	評価者	一次評価者
	副校長 教頭 部主事		二次評価者
教諭 養護教諭 栄養教諭 講師 実習 助手 寄宿舎指導員	副校長 教頭 部主事	校長 教育長	校長 教育長

旧

(評価者)

第四条 同上

被評価者	校長	評価者	一次評価者
	副校長 教頭 部主事		二次評価者
教諭 養護教諭 栄養教諭 講師 実習 助手 寄宿舎指導員	副校長 教頭 部主事	校長 教育長	校長